

## 入 会 規 定

第 1 条 この法人には次の会員をおき、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員                      この法人の目的に賛同し、運営に参画する個人及び団体
- (2) 賛助会員                  この法人の目的に賛同し、法人の活動を援助する個人及び団体
- (3) その他の会員              理事会で別に定める会員

### （入会）

第 2 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### （入会金及び会費）

第 3 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### （会員の資格の喪失）

第 4 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して 1 年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### （退会）

第 5 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### （除名）

第 6 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

< 附則 >

## NPO 法人 北九州小規模 会費に関して

【入会金】 5,000 円

(小規模連からの移行会員様は必要ありません)

### 【年会費額】

|                         |                   |
|-------------------------|-------------------|
| ① 小規模作業所・地域活動支援センター     | 5,000 円 ( 1 口以上)  |
| ② 小規模通所授産施設             | 10,000 円 ( 2 口以上) |
| ③ 個別給付事業所 (就労支援 A 型を除く) | 20,000 円 ( 4 口以上) |
| ④ 個別給付事業 (就労支援 A 型)     | 10,000 円 ( 2 口以上) |
| ⑤ 個人会員                  | 5,000 円 ( 1 口以上)  |
| ⑥ 賛助会員                  |                   |
| 団体・企業                   | 5,000 円 ( 1 口以上)  |
| 個人 (家族・一般)              | 3,000 円 ( 1 口以上)  |

また、中途の移行による変更時は、月割計算とする。